

根室市教育委員会訓令第1号

根室市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成30年10月 9日

根室市教育委員会

委員長 天神 正人

平成30年10月9日
根室市教育委員会訓令第1号

根室市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
根室市教育委員会事務局処務規程（昭和50年根室市教育委員会訓令第3号）
の一部を次のように改正する。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 専決及び代決

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。